

○ 個人情報保護法対応部会における報告
(東京都個人情報保護等制度の諸課題)

1 個人情報保護法対応部会スケジュールについて

【参考】第76回審議会資料4「専門部会からの報告」抄

- ・ 非開示情報の考え方について 1
- ・ 代理請求等の考え方について 2

2 審議会意見手続の考え方について 3

3 政令・条例事項等の考え方について 4

○ 個人情報保護法対応部会における報告
(東京都個人情報保護等制度の諸課題)

1 個人情報保護法対応部会スケジュールについて

【参考】第76回審議会資料4「専門部会からの報告」抄

- ・ 非開示情報の考え方について 1
- ・ 代理請求等の考え方について 2

2 審議会意見手続の考え方について 3

3 政令・条例事項等の考え方について 4

1 個人情報保護法対応部会スケジュール

| | | |
|-------|------|---|
| 令和3年度 | 令和3年 | <p>令和3年7月20日 <u>第1回対応部会</u>（改正法概要、個人情報ファイル、匿名加工情報等）</p> <p>8月4日 国：令和4年度施行に係る政令・ガイドライン等の案公表・意見募集 ⇒ 都：対応部会での議論等を踏まえ意見提出</p> <p>10月18日 <u>第2回対応部会</u>（非開示情報、代理人請求等、関連条項等）</p> <p>同月29日 国：令和4年度施行に係る政令等公布</p> |
| | 令和4年 | <p>令和4年1月7日 国：令和4年度施行に係るガイドライン告示</p> <p>同月24日 <u>第76回審議会（本会）に報告</u>（非開示情報、代理請求等）</p> <p>同月28日 国：令和5年度施行に係る政令・ガイドライン等の案公表・意見募集 ⇒ 都：対応部会での議論等を踏まえ意見提出</p> <p>4月1日 国：改正法施行（国機関・国独法等） ⇒ 都：国の施行状況を注視し地方施行に向けて調整</p> <p>同月11日 <u>第3回対応部会</u>（訂正・利用停止、内部規程等への影響等含む）</p> <p>同月20日 国：令和5年度施行に係る政令・ガイドライン等公布・告示</p> <p>同月28日 国：事務対応ガイド・法律QAの更新等公表 ⇒ 都：個人情報ファイル簿作成等に向けた調査等準備</p> <p>5月30日 <u>第78回審議会（本会）に報告</u>（審議会意見手続、政令・条例事項等） （夏以降） 都：都民等への意見募集、都議会定例会への条例案提出、可決後の国への届出、要綱・手引等の作成・庁内周知</p> |
| 5年度 | 5年 | <p>令和5年4月1日 <u>都：改正法施行</u>（道府県・指定都市は匿名加工情報制度も開始）</p> <p>※新しい保護制度の運用、事業者から個人情報ファイル簿を基に加工提案を受付け等</p> |

【参考】非開示情報の考え方(小括案)

1

- ①国が示すイメージ条例に従えば、現行の非開示情報を維持することは技術的に可能
- ②ただし、新法で運用可能な非開示情報もあることから、①を行なえば、見かけ上、非開示情報が国より多いかのような印象となるおそれ

※実態は、公文書開示制度と整合を図っただけであり、運用は変わっていない

※一方で、実際に運用する機会が多いかは別として、理論上、新法により非開示とすることができる情報が増えることも事実

⇒ 他自治体の動向等も見据えて引き続き検討

- ③一部、非開示の運用に疑義・懸念は残るが、今後の実務や答申等の蓄積に期待

【参考】代理請求等の考え方(小括案)

2

- ①本人確認については、顔写真なしの本人確認書類が1点で済むとなると、
現行の都の実務と比べて、その厳格性は担保できない
⇒ 都の開示請求については、書類の性質に応じた組み合わせ方式による確認
など、追加的に本人確認手続を採ることができるか等について、国と調整
- ②法定代理人の資格確認については、確認書類の有効(失効)要件等が加わるため、
現行の都の実務と比べ、その厳格性は高まる見込み
⇒ 今後、非開示情報としての法定代理人との利益相反による情報が明示されず、
新法に基づく運用となることも踏まえて、引き続き厳格に判断
- ③任意代理人による請求は、委任状が要件となる以外の手続が想定されていない
⇒ 例えば、実務上の運用において、法定代理人による開示請求が困難な場合等
その他やむを得ない場合に限定することや、委任状の要件の厳格化を図ること等
について、国に強く働きかける
- ④郵送等送付による請求は、受付時に組み合わせ方式が採用されるものの、
求める書類の種類がこれまでの都の実務と異なることを踏まえて、引き続き検討

○ 個人情報保護法対応部会における報告
(東京都個人情報保護等制度の諸課題)

1 個人情報保護法対応部会スケジュールについて

【参考】第76回審議会資料4「専門部会からの報告」抄

- ・ 非開示情報の考え方について 1
- ・ 代理請求等の考え方について 2

2 審議会意見手続の考え方について 3

3 政令・条例事項等の考え方について 4

2① 審議会意見手続(現行)

東京都個人情報の保護に関する条例第26条

(A) 諮問審議 or (B) 意見陳述

- ・ 情報公開条例…に規定する **東京都情報公開・個人情報保護審議会**は、個人情報保護制度に関する重要な事項について、**(A) 実施機関の諮問を受けて審議**し、又は… **(B) 実施機関に意見を述べる**ことができる。

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則第1条の2

(B) 意見陳述

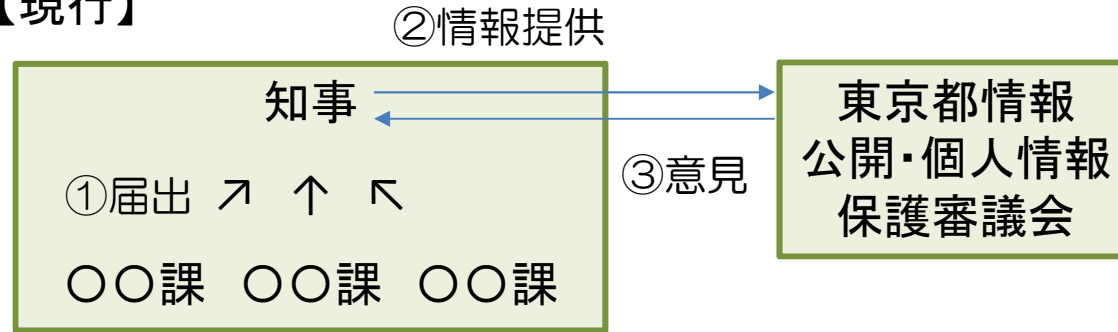
- ・ 個人情報の保護に関する条例…第26条の規定により **審議会が (B) 実施機関…に意見を述べる**ことができる場合は、次に掲げる場合とする。
 - ・ 一 **実施機関が保有個人情報を取り扱う事務を開始する場合** → (既条例事項)
 - ・ 二 **実施機関…が…条例…により事業者に対して勧告する場合**
 - ・ 三 **実施機関が個人情報の保護に関する法律…により知事その他の執行機関が行うこととされた…勧告又は命令をする場合** → (法律事項)
 - ・ 四 **前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める場合** → (その他)

東京都個人情報の保護に関する条例の施行について(通達)抄 **【要整理】(b) 意見聴取**

- ・ 保有個人情報を取り扱う事務を開始する場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会規則…に基づき、原則として **東京都情報公開・個人情報保護審議会に意見を聴くもの**とする。【第5条関係 第2運用3】
- ・ 勧告をする場合は、審議会規則に基づき、原則として **審議会の意見を聴くもの**とする。【第29条関係 第2運用】

2② 審議会意見手続(現行と今後)

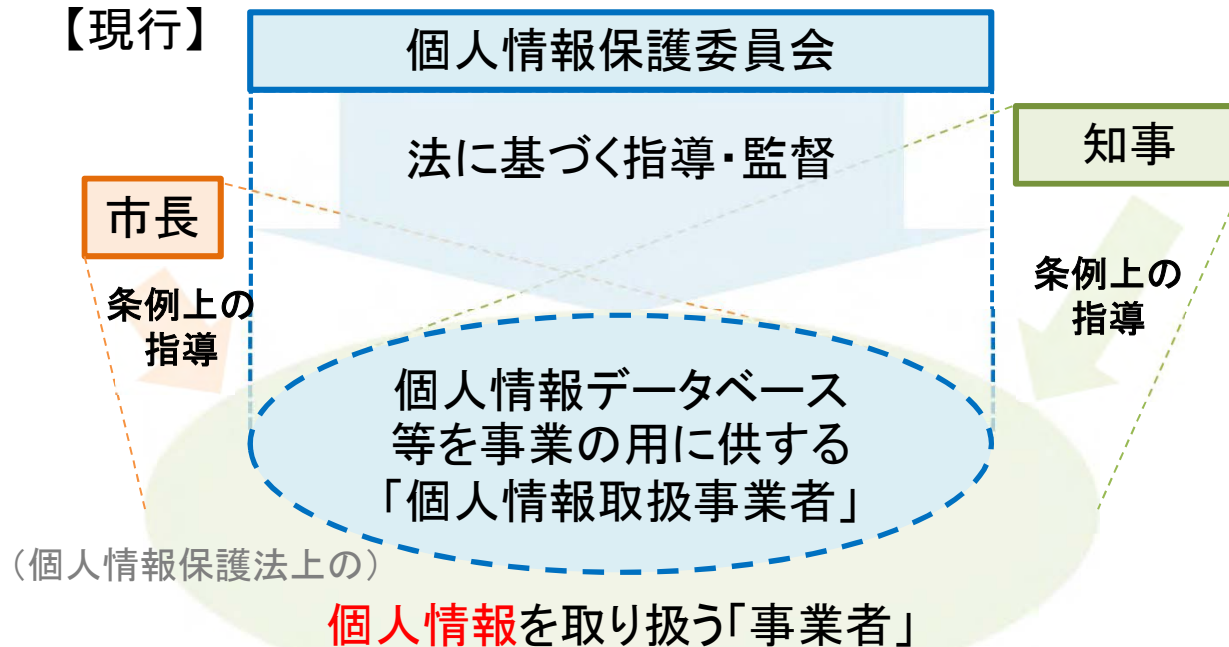
【現行】



【令和5年度以降】

「審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定は設けることはできない点に留意」
 *法律QA7-1-3【4月追加】

【現行】



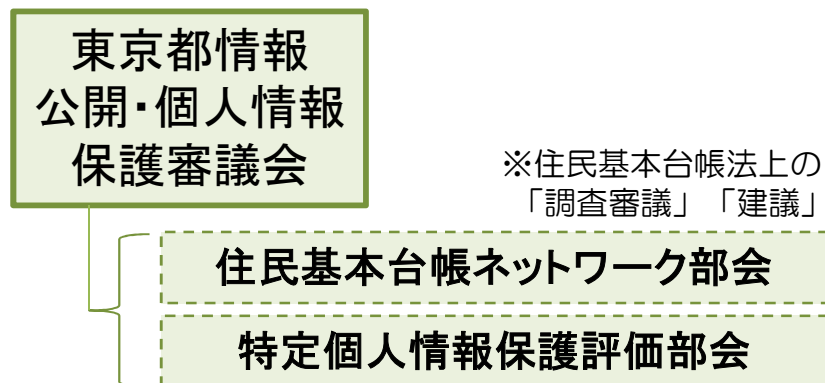
【令和5年度以降】

「法は、地方公共団体に対して個人情報を取り扱う事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、事業者に対して強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはできません」
 *法律QA7-2-2【4月追加】

※ 都条例上、事業者に勧告する場合は審議会に意見聴取

【参考】特定個人情報と審議会意見手続等（現行と今後）

【現行】



【令和5年度以降】

「特定個人情報保護評価に関する規則…に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません」 *法律QA7-1-1【4月追加】

【現行】

特定個人情報の保護に関する条例

第1章 総則（§1～4）
「個人情報の保護に関する条例…の特例」 §1
「評価対象特定個人情報」 §2^⑩

第2章 個人番号（§5～12）

第3章 特定個人情報の利用、提供、収集等（§13～22）

第4章 特定個人情報ファイルの保有の制限（§23～25）

第5章 保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求等（§26～46）

第6章 救済の手続（§47）
「審査請求があった場合は、個人情報保護条例第6章の規定を準用する」

第7章 雑則（§48）
「必要な事項は、都規則等で定める」

【令和5年度以降】

「条例の規定のうち法の規定と重複する部分及び番号法により読み替えて適用させる法の規定と重複する部分については廃止する必要」

「法の規定により条例で定める…事項は、必要に応じて条例を定める…が、条例の形式等については各地方公共団体において判断」

*法律QA9-4-3【4月追加】

2③ 審議会意見手続の考え方(小括案)

(審議会への諮問・意見聴取等関連)

- ・ 国の整理によると、現行の都審議会の意見聴取手続は、諮問に基づかない、自発的な調査・審議・意見陳述に相当(意見の陳述に必要な情報提供を実施し意見聴取)

(保有個人情報取扱事務の新規届出)

- ・ 新たに行うことなる個人情報ファイル簿と併用するか等について引き続き検討
※ 併用する場合の役割分担等も含む(現行の届出書による個人情報ファイル簿準備調査を予定)

(事業者等関連)

- ① 域内事業者が取り扱う個人情報に関する独自規定の盛り込みは許容されないため、現行条例中、かかる条項は存置できず、今後は法にのっとり実施
- ② 都と出資団体等の関係で独自の規律等を設けることも基本的に許容されないため、各団体等が自団体を規律する法的規律を理解・認識することが肝要
- ③ 現行の都条例の適用が及ぶ団体のうち、令和4年4月から部分的に順次、新たな規律に移行するため、現行条例が適用される間の適切な指導等を実施し、令和5年4月からの本格施行に向けた準備を進める

(特定個人情報保護評価)

- ・ 特定個人情報保護評価に係る審議会部会への諮問は妨げられていないため、特定個人情報開示等制度の在り方も含めて引き続き法施行後の体制を議論¹⁰

○ 個人情報保護法対応部会における報告
(東京都個人情報保護等制度の諸課題)

1 個人情報保護法対応部会スケジュールについて

【参考】第76回審議会資料4「専門部会からの報告」抄

- ・ 非開示情報の考え方について 1
- ・ 代理請求等の考え方について 2

2 審議会意見手続の考え方について 3

3 政令・条例事項等の考え方について 4

3① 政令・条例事項等(代理人請求:現行)

東京都個人情報保護に関する条例第12条第2項

【要整理】

- ・ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合はこの限りではない。

東京都個人情報保護に関する条例の施行について(通達)抄

【要整理】

- ・ 第2項ただし書は、法定代理人による開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合には、当該法定代理人の開示請求権を認めない旨を明らかにしたものである。【第12条関係 第1趣旨9】

(3) 開示決定等の内容別の決定状況(上位5件)

| 順位 | 請求内容 | 決定件数(件) | 決定件数全体に占める割合(%) | 所管局 |
|--------|----------|---------|-----------------|------------------|
| 1 | 生活安全相談関係 | 882 | 30.8 | 警視庁 |
| 2 | 診療情報関係 | 452 | 15.8 | 病院経営本部、 福祉保健局 |
| 3 | 110番処理関係 | 380 | 13.2 | 警視庁 |
| 4 | 児童相談関係 | 204 | 7.1 | 福祉保健局 |
| 5 | 都税情報関係 | 82 | 2.9 | 主税局 |
| 上位5件の計 | | 2,000 | 69.8 | - |

〈出典：令和3年7月29日・令和2年度 東京都の個人情報保護制度の運用状況について(概要)抜粋〉

3② 政令・条例事項(代理人請求:現行と今後)

【現行】

- ・ **任意代理人**の開示請求を認めていない
- ・ **法定代理人**であっても**使用者的に手続の代理**がなされているか**慎重に確認**

「満15歳以上の未成年者の**法定代理人**による開示請求…は…**確認書**…を送付し、本人開示についての**意思の確認**」

【保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱第2,3】



【令和5年度以降】

「**法定代理人**は、**任意代理人**とは異なり、…代理行為に本人の同意は要しないため、本人の**意思と独立して開示請求を行う**」「**開示請求権について法に定めのない制限を課すもの**」

*法律QA5-3-1【4月追加】

「**任意代理人**…の場合は、…**必要に応じて本人**に対して**確認書**を送付し、その**返信**をもって本人の**意思を確認**することは**妨げられません**」

*法律QA5-3-3【4月追加】

【参考】事務対応ガイド「委任状」標準様式

<標準様式第2-29-1> 委任状 (個人情報に係る開示請求用)

委 任 状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

(委任者) 住所 _____

氏名 _____

印 _____

連絡先電話番号 _____

3③ 政令・条例事項等の考え方(小括案)

4

(本人確認書類関連)

- ①開示等請求時における本人確認書類の具体は、ガイドライン事項とされたため、国におけるガイドラインの策定作業の動向を注視し、都として必要な調整を実施
- ②なりすましや本人の意思に沿わない代理請求等を未然に防ぐため、標準様式を基に、現行の都規則の改正等により従前の実務が維持されるよう例規整備

(個人情報ファイル簿関連)

- ③新たに準備することとなる個人情報ファイル簿については、その作成及び公表のいずれの手続についても、法施行後遅滞なく整備することとされたため、全庁的な調査結果等も踏まえて万全に準備
- ④現行の保有個人情報取扱事務届出との作業重複も想定されることから、これに関連する現行の審議会への意見聴取手続のあり方とも合わせて検討

(不開示情報関連)

- ⑤法定代理人との利益相反について、これまで都は、開示請求時点での却下と処分時点での非開示決定等による「事前事後」の両面で事案に対応してきた
この趣旨を重視し、今後も個人の権利侵害が起きないように国と調整